

Walter Demel

バイエルンにおける立法とマックス I 世ヨーゼフ

“Voulez-vous avoir des bonnes lois? Brûlez les vôtres et faites-en des nouvelles”¹「新しい法律が欲しいですか？ 貴方のを燃やし、それから新しいのを作りなさい！」このヴォルテールの金言はモンジュラの包括的な立法作業に対する指導原理だったかもしれない。この大臣は 1799 年に、仕えていた選帝侯マックス・ヨーゼフと一緒にバイエルンにやって来たとき、ほとんどすべての法分野（したがってすべての生活範囲にもある程度関りのある）を将来再構築するための基本計画をすでに鞆に入れていた。これが 1796 年に彼が起草したいわゆるアンスバッハ覚書である。² この覚書には後に実行された省庁および国家管理の根本的な改革だけでなく、普遍的で平等な税制、信教の平等の布告、自由を原則とする関税の改革、民法の改編および刑法の全面的な改革などの立法の計画がスケッチではなく詳細に検討されている。

バイエルンの法律はそれほど時代遅れであったのか？ フォン・クライトマイヤー男爵が選帝侯マックス III 世ヨーゼフ（1745-1777）のもとで有力な政治家として、1751-1756 年に初めて 3 部の広範囲な法律書 - 手続き法を含む刑法、民事訴訟法および民法（この最後のものだけ引き続いて 5 巻の注釈書が準備された） - を著し、さらに数年後に一般的な国法と帝国法と並んでバイエルン国法も自著で取り上げたが、それからまだ数十年しか経っていないころであった。我々の現在の民法および刑法を眺めてみると、2 つの世界大戦、基本的な政治的変革および急速な技術的進歩のあと、大小の変更や更新があるにしても、これらの法が広範囲になお 19 世紀に作られた基礎に基づいていることを認めざるを得ない。オーストリアではこれとは違っている。オーストリアでは 1811 年に一般市民法ができた。もっともパラグラフは当時のように解釈するのは難しい。モンジュラがクライトマイヤーの立派な民法がまったく時代遅れと評価したことが意味するところを理解しようとするならば、つまり精神のおよび政治的にアンシャンレジームの世界を「最近の」新しい世界から分離する改革の意味を深く理解しようとするならば、このような事情を考える必要があるだろう。

その間にフランス革命が起こったが、その出来事も経験も同じように重要であった。それ以来もともと改革を望んでいた多くの啓蒙者 - モンジュラのような - は、国のトップから行われる改革、つまり「上からの革命」だけが歴史的に必要とされてきた「下からの」革命的転覆を阻止できることが確実だと思ふようになった。ハルデンプルクがモンジュラをそう呼んだような、³ 「革命大臣」の目から見れば、彼らが革命の原動力なのではなく、未来が見えず、必要な改革に反対する反対者がそうなのであった。「現在国家が大きく危険な動揺に面している場合には、無政府状態を避けたいのなら、早急かつ決断をもって国の破綻を救済する必要がある」、また「純粋な一般によく知られた原則を働かせ、とんでもない不正を排除し、この原則を実行するために軍隊を動員することについて政府を妨害する者、また権利の乱用をますます改めず、姑息な手段を用いてあるいはまた人間の理性の活動に反して権利の半分しか手放さない者、このような者は本当の革命を引き起こす人間である」。発足してまだ 1 年も経たない新政府が意図的に旧バイエルンの身分を代表する領邦等族にあてて出した布告にこのように述べられていた。⁴

まさに特権を有するこの領邦等族が、あるいはもっと一般的に言えば、昔ながらの帝国の権利として保護されている旧プファルツ - バイエルン国の憲法が国家と社会に断固たる近代化を行うのに最大の障害であった。帝国法の公的破壊なしには、まず後期封建制社会における数多くの等族の局所のおよび領地的不平等を排除し、それによって包括的な国家的な立法、行政、司法権の支配のもとに統一的な国家市民社会を目指すという政府の目的を実現することが出来なかった。

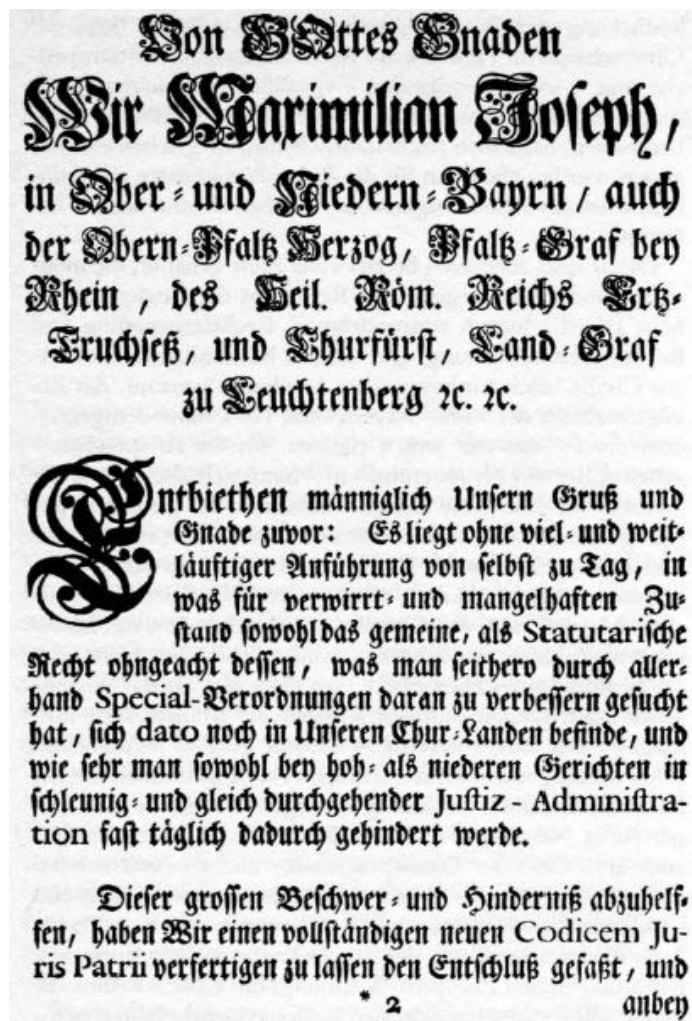
ナポレオンがバイエルンに与えた完全主権がようやくこれを強制し⁵、1805/1806 年の旧帝国の没落がこれらの壁を取り除き、政府の立法機構が働き始めた。というのは理論的に正しいと認められていた措置を実行に移すための手段として、国家組織による新しい法律とその迅速な施行が機能することが重要であった。組織についてこれまで主権が得られるずっと前に導入されていた国家的規範のように、良くない効率を上げることは新政府の枠組みにおいて「本質的な」立法の主題ではなかった。⁶ このいくつかの改革についてここで簡単に触れてお

きたいのは次の理由による。つまりモンジュラ政府の永続きした法制的な成果の中にいわゆる 1805 年 1 月 1 日の服務規程が含まれており、これは 1 世紀 - 1906 年まで - の間バイエルンの官吏の基礎となった。これは官吏に確定した年金を保証し、統一基準に基づく給与制度を定め、行政官吏および裁判官の異動、降格、解雇について明確な基準を設定した。これによってたとえば恣意的なあるいは単なる自由裁量の理由によって突然解雇されるということが不可能となった。ドイツにおける現代的公務員の基礎を作ったのはバイエルン - およびヴェルテンベルク - であって、プロイセンではなかったが、永い間そう誤解されていた。⁷

もちろんこの規定はやがて 1808 年に 公務員の一部に限定された。「実際的な国家公務員」はそれ以降通常大学の高等教育を受けた公務員の大部分のみ出世することになった。それより低い「公務員」は老齢年金および家族年金に関しては緊急事態に対してのみ国の支援金が約束された。モンジュラの失脚後、政府はもう一度数年間は 1805 年の法的状態に戻ったが、しかしやがてそれを止め、改めてそれ以降ずっと 1808 年の限定した規定に戻った。それはこの限定に対して財政政策的な考慮を払うことだけ責任を持てばよいということだけでなく、一方では教養ある市民階級の台頭（とりわけ国務に関して）という以前からの続いている社会的動向を、他方では古い貴族を、考慮する必要があったからであった。さらに指摘しておかなければならないのはこの動向が今や強力に多くの法律や法制プロジェクトにおいて高級官吏の権利に関する地位をそれより低い貴族特権に同化させる形で表れたことであった。⁸ それにもかかわらず、一般的な未来志向の近代化など、公務員の権利だけでなく、公務員の広範囲に及ぶ規格化についても語るべきだろう。というのはそれまでの旧プファルツ - バイエルン、以前の領主司教領バンベルク、さらに帝国都市ニュルンベルクなどの官吏の法的地位、俸給、およびもしそれがあれば資格証明に関する差別、はまさに将来の統一的な（1806 年の王国以降）バイエルンの公務員の権利に有利になるように廃止されたからである。

これですでにマックス IV (I) 世ヨーゼフ統治時代に多かれ少なかれ基礎を置くすべての法的改革の二つの目標に言及した。すなわち権利の更新と権利の統一である。Codex Maximilianus Bavaricus Civilis は、またバイエルンのラント法と呼ばれる 1756 年来の旧バイエルンの民法であり、この目標に対していわば - それ自身の言葉によれば - 「あまり新しいものは含まれていない」⁹ が、全体的な、現在有効な民法の幅広い総括であった。しかし 1811 年の新しい民法起草者は、「時代の蔭に隠れている民法を布告するのが国王陛下の意志であるとは信じられない。なぜならそれはまさにようやく永い血まみれの戦争のあと科学に夜明けが訪れようとしている 18 世紀半ばのことだからだ」と言っている。¹⁰ しかしこのようなプロジェクトでは法学の中ですでに成果があった進歩を実施するためだけに動くのではない。偉大なバンベルクの法律家ニコラウス・タダデウス（騎士）ゲンナー - 彼はまた「公務員服務規定の父」とされ、バイエルンの民法および刑法改革に積極的に加わっていた - は Codex Juris Bavarici Judiciarii、これはまだ当時旧クライトマイヤーの市民手続き法から 60 年足らずしか経っていなかったが、の改訂版原稿の "Motifs" の中で熱を籠めて次のように尋ねている。「この 60 年でどれだけのことが変わったか？最近 10 年間の各年はその出来事の重要さからして 1 世紀に相当するのではないか」。さらに続けて、「立法者が未来に向かって進み、それから法律を未来に結び付けることは立法者の高貴な使命である」。¹¹

まとまった、当然のことながら全国家を考えた法制改革はまだ退屈な審議が必要と思われたので、まず適用される法律 - 実際上の理由から旧バイエルンのものから - を全バイエルンに拘束力がると規定する道が選ばれた。これは 1811 年 1 月 1 日に 1753 年の手続き法とともに発効した。¹² 注目すべきは、政府が同様の措置を民法の分野で執らなかつたことで、しかもそれ故にマックス・ヨーゼフの治世の間だけでも立法の試みが少なくとも 3 回行われたので、全体としてクライトマイヤーの民法をその他のバイエルンに拡張したために絶えず暫定的な処置を執らなければならない、ということ avoid することができた。言っておかなければならないのだが、モンジュラの見解によれば重要な個別の法律、たとえば農奴身分の廃止など、ができたお陰で Codex はおそらく 1/3 強ほどが適用されるだけとなった。¹³ その際にすべての立法問題で政府の最高位の諮問委員会である枢密院に課せられた要求「1 人の神、1 人の国王、1 本の法律」¹⁴ に対応して法の統一が特に緊急であったろう。特にバイエルンの最高



Mandat Max' III Josef vom 7. Oktober 1751, dem Codex Juris Bavarici Criminalis vorgestellt

学の教授であったが、当時は法務省の枢密レフェンダールであった、はその草稿を作成して公開し、その上にフランス法の授業をバイエルンにある大学で開始した。フランスの圧力は抗しがたくなり、ナポレオンの権力は最高点に達し、それと共に、またまさにそれ故にバイエルンの立法の熱気と（相対的な）激しさが最高点に達したが、この立法は多くの点においてフランスの考え方をいろんな観点から比較的遅れているドイツの地に移した結果に他ならなかった。

このような状況についてモンジュラの重要な協力者である枢機卿ツェントナーは次のように振り返っている。「1808年にバイエルンの立法は周知のような理由により新しい時代に入った」¹⁸ 新しい立法措置の波がバイエルンに起こって、これは特に1808年と1809年の官報の分量から測ることができるが、その中には憲法や内容の充実した勅令、たとえば貴族、領主の裁判権、封土などに関する勅令のような基本的な法もあった。

しかし同様にナポレオンの圧力も弱まった。つまり翌年のうちに「彼の」法典の導入に関心を示さなくなった（または関心を持てなくなった）ことが見て取れ、フォイエルバッハが言うようにそう「あたふた」する必要がなくなった。¹⁹ 固有の法の伝統にまったく縁のない法典の規定がますます衝突を呼び起こし、とりわけ領主である貴族の利益代表者が枢密院でますます存在感を増し、しかもナポレオンはますます保守的な貴族政策によって間接的に彼

裁判所として作られた上級控訴審裁判所はバイエルンの数え方により50から114の異なる民法を眼前にして毎日のように当惑しており、フランケンのおくつかの村では隣同士の家で異なる法律が適用されていた。¹⁵

新しい民法の最初の障害はもちろん外からやってきて、新しい刑法の作業が途中で足止めされた。刑法の人道化と近代化とは政府にとって立法の計画の中で基本的に優先する課題であったが、1807年11月にナポレオンがミラノでマックス・ヨーゼフとモンジュラに会った際にナポレオン民法典の導入をバイエルンで導入するように迫った。¹⁶ このフランスの民法は1804年ナポレオンの個人的な影響で作成され、「Code civil des Français」の標題で公布され、今やこの皇帝の意志に従って彼の名前をつけて「ヨーロッパの法典」になろうとしていた。ナポレオンが決然として持ち出した意図を完全に避けることはもちろんバイエルン政府にとってほとんど不可能であった。モンジュラが、ナポレオン自身がヴェストファーレン王国のために公布した憲法をお手本にしてバイエルン固有の憲法を作った（1808年5月1日）同じ流れの中で、ナポレオン民法典の導入、もちろん修正するが、の仕事が開始されたが、それはなによりもバイエルンの取引条件を強く制限する可能性のあるライン連邦憲法¹⁷に先駆けるためであった。パウル・ヨハン・アンセルメ・フォイエルバッハ（騎士）、彼はイエナ、キールおよびランツフト大

らを支援した。フォイエルバッハが法典から読み取った基本思想²⁰は彼らには「革命的」で「民主的」であるように思われ、いずれにせよ君主国家とさらには地主としての自分たちの地位を脅かすものと思われた。「分かち合った所有物」のような権利形態、つまり旧バイエルンの最大の貴族地主の一人である枢機卿テーリングに関して言えば、「これほど重要でこれほど国民的な永代小作の教義」²¹、これに数世紀前から納税義務のある下位所有者(=Grundholden 農奴)と年金をもらう上位所有者(=Grundherr 莊園領主)に分かれているバイエルンの農村社会組織が基づいているのだが、はナポレオン法典のどこにも出てこないのである。

もちろんフォイエルバッハの側として土地に関するすべての所有関係をいま直ぐに再編成することは考えていなかった。当時はまだ一般に多くの農民は農奴であった。彼の見解によれば、ただ「現行の法的秩序、それも保有や所有ではなく、取得について廃止または変更」する必要があった。²²しかし既にこのことおよび莊園領主関係が将来積極的な法的保護を受けず、監修と特別な契約に基づいてのみ存続できるという結論は、フォイエルバッハがナポレオン民法典のお手本によった作成した法案が枢密院の反対により潰されるのに充分であった。段階的に - また大学の講義においても - この法案はふたたび姿を消した。

これによってまた他の多くのプロジェクトも停滞した。印鑑使用权、権利の複合体、その中心には公的な性格を持つ証書を独自に発効する権利が含まれる、の廃止はたとえば 1808 年に議決されたが、新しい民法と一緒に公布された。²³これらの措置はモンジュラの意図によればなによりもバイエルンの貴族の経済的信用度を上げるものであった。というのは自己管理のもとで抵当証券を発行することができる権利は、印鑑使用者 - それには貴族の他に死因の高級公務員や軍人も含まれる - に対する信用の安全性に関して潜在的な出資者の信頼を無くするもどだったからである。たとえばある農園がどれくらい既に抵当に入っているか分からなかった。2 回目の広範囲な民法の草稿 - 今回は Codex Maximilianeus、憲法、制度的勅令、およびナポレオン法典からの「有用な」刺激のもとにフォイエルバッハ、ゲンナーおよびアダム・フォン・アレティン (1811) が作成した - が長い審議のあと 1814 年に根本的な意見の相違で廃案となり、これでまた 3 回目の試みも失敗した。政府はモンジュラの失脚のあと、このような印鑑使用权者の抵当つき借用証書を公的抵当登記簿に登録することの有効性を停止した。しかしその他の印鑑使用权は制度として彼らのその他の特権とともに改めて保証した²⁴ので、これにより政府はその前年に枢密院に何度も提出された要求だけを通した形になった。

マックス・ヨーゼフの治世の立法政策で統一的な路線を見出す難しさは、とりわけ抵抗勢力 - モンジュラ大臣の下にもいた - が活動していたことに由来する。この省のもとで、また特に 1808 年までを含む最初の数年は、「国家主権の原則」が立法を支配していた。²⁵その際に多くの旧の特権が廃止された。今は自治体の自治権の停止の場合と同様に、立法的に失敗であると分かった広範囲の法律を取り消す必要があった。それと並行して壊したところは新たに再建しなければならず、もちろんその際にいろいろな目標設定が行われることもしばしば起こった。

これは特に貴族の権利について行われた。なかでも官職特権の廃止、これは貴族が特定の地位に独占的に付くものであるが、および教区本部や修道院の世俗化が貴族の後継者の息子や娘に対する扶養の可能性を奪った。したがって少なからぬ貴族の家族が地位にふさわしい生活を送ることが出来なくなった。立法はさらに事実上貴族の全体的な特権を貴族という称号を除いて剥奪し、1808 年にはツェントナーが言うように、ただの「名前だけの貴族」に降格させた。²⁶しかしモンジュラはもちろん彼自身も属している貴族を完全に消滅させる積もりはなく、それどころか貴族を支え、現在の身分に限定し、貴族が榮譽をもって暮らせるようにしたいと思っていた、というのは彼が言うように、「貧しい貴族ほど哀れな者を知らない」からであった。²⁷世襲財産制度(つまり一般的に分割、譲渡、抵当設定に対して保護されている全貴族の家族の手にある複合財産)の強制的な解消と大きな資産(しかしこのようなものだけ!)からふたたび長子相続を、つまり世襲財産に似た相続を、公法上の制度として構築することを法的に可能とすることは、一方では「王座の支え」として貴族の裕福な部分に経済的な能力を依存することであり、他方では貧乏になった貴族一家に対しては彼らのこれまでの世襲財産を自由裁量して破壊された状態を整える機会を与える試みと理解すべきである。²⁸この確かに基本的に反貴族的でない政策は、あまり裕福でない貴族に対して前述の機

会を与えると共に、もちろんまたこれまで保護されてきた家族の財産を数年あるいは10年のうちに相続分割や投機で失ってしまう危険から救済した。また政府内部の裕福な貴族、前出の枢機卿テーリングのような、は貴族としての連帯感から原則として「貴族自身の間で法的な差別をすることは好まない」²⁹、また結局1818年の憲法で世襲財産制度を「世襲貴族の本来の拠り所」³⁰として再び法的に定めたので、大部分の貴族は所有する土地を再び通常の市民的な権利関係から引き揚げる事ができた。³¹ 従って新しい民法の挫折は、権利関係においてどこまで平等を拡張するかという問題に関する争いという背景で見なければならない。とは言ってもたとえば民法論議に分野でいわゆる歴史的法律学校（国が出した法と違って歴史になった法律を特別に好む現代の法律家の下で特定の傾向を持つ）の出現により作り出されて、もうそれほど法典編纂に好意的ではない雰囲気も、1900年にBGBを導入するまでバイエルンが統一的な民法のない国であり続けたことに加担した。それに対するさらなる理由としては、1818年の憲法に従って新しい民法典がとにかく出来ていなければならなかったのであるが、ある種の政治的な危険性を有する広範囲な法律集を領邦等族の前に持ち出すことを政府が嫌がったことがあるだろう。クライトマイヤーの刑法が少なくとも民事訴訟の統一を確立した一方で、マックス・ヨーゼフのもとでは抵当権法がゲンナーによって民法の一部として1822年に新たに起草された法律だけ新たに施行された。³² これはほとんど唯一の大きな法律で、これについてバイエルンはその最初の国王の治世の終わり、つまり1819年-1822年によく重い腰を上げた。しかしそのあとの時代でも包括的で現代的な民法、それもモンジュラの時期に後の自然法の支配のもとではまだ可能であったと思われる法律のような、おそらく「理性と国の性格」の要求の上に築くことを目指した法律、を作ろうという試みは、またまた失敗に終わった。個々の規定の新しい解釈の方法により、また個々の立法措置によって、適用に欠かせない法の折々の近代化がこの状態をいくらかでも耐えられるようにしたとはいえ、世紀末まで全国に統一的な法的基盤が欠けていた。18世紀の旧バイエルンではこれほどでは無かったのである。しかし、これでバイエルンの法的実務はやがてできあがったと思われる。ある裁判区で適用される土地ごとの法を知ることがいかに難しいかという論評について、19世紀末ごろに経験深い控訴審裁判官はバイエルンの政治家オットー・フォン・フェルデルンドルフに次のように答えている。「見掛けほどそれは危険ではありません。いいですか、バイエルンのラント法が有効なときはそれに従って裁定し、それを引用します。バイエルンの法が有効でないときはそれに従って裁定しますがそれを引用しません。そのどちらかです」。³³

常に計画されている民法の実現とは別に検討されていた法規がまさに抵当権法であったことは、バイエルンにおける特殊性と一般性に基づいて最終的に法により不動産抵当融資を安全で統一的な基盤とする特別な必要性を避けて通れなくなったことを示している。³⁴ 大農園の拘束の停止および農民のすべて負債の根本的な弁済の公示のような、この分野における経済的要求に対する立法措置は、農民が借金を負い、または少なくともその土地所有者または徴税者-多くのバイエルンの農民にとってこれは世俗化以来元々国自身であった-にこれまでの負債を弁済するお金が無い間は、望んだような成果をもたらさなかった。³⁵ 農民がこのようなお金を一般に持つことができなかつたのは一部には直接、一部には間接に、とりわけヨーロッパの大きな戦争の結果によるものであった。その徴兵の費用を賄い、ヨーロッパの権力争いに加わるためには、国は歳入、つまりあらゆる種類の税金や公課が必要であった。すべての国民が共同で同様に国家財政に貢献すべきであるという考えだけでなく、貴族の税金特権が1807/08年に廃止されたのはまたそれに対応した財政逼迫のやむを得ぬ事情によるものであった。同じ流れでいわゆる一般暫定課税措置³⁶に従って、土地および耕地への課税が仮定の総収穫高、これは当該の土地の品質と面積にのみ依存するが、に転換されたとき、もちろん既に労働力投入を増やすような刺激を与えることによって-実際の収穫高には課税されなかつた！-まず国民経済の成果を向上し、この回り道によって税収を増やそうという、自由主義的な考えがこの課税構想に反映されていた。しかしこのような長期的な税制政策は1811年には約1億1200万グルデンの負債を抱えたバイエルン国(最大の総収年額はこの額の1/4であり、毎年の赤字は少なくとも300万グルデンであった³⁷)にとってはやがて続けられなくなった。税制改革がいろいろな地方で租税負担を平等にしたのち、国家支出を考慮す

ると - 1815 年以降の平和な年においても - 臣民の最大負担限界を下回ることも、また土地および荘園主の課税も、国家の側からすれば避けることは考えられなかった。非常時の戦争税および事実上のやむを得ない借款が農作物栽培の促進、買い戻し作業の実行という立法者の農業政策的目標を妨げた。

財政政策的動機により多額の借金を負ったバイエルン国家がある構成員あるいは同じ社会的グループをその他の構成員とどれほど違った扱いをするようになったかは、当時ユダヤ人に関する立法が一番よく示している。1799年にオーバープファルツで布告され、それから全国に拡張された規定はユダヤ人を大いなる「詐欺師、高利貸しおよび臣民の圧迫であり、臣民と国家の重大な損失」と非難し、従っていかなる商取引 - のちに限定されたものの僅かな取引を除き - 禁止した。それは公的に競売された国有地で、政府側は世俗化の一部についていまだに至急買い手を探していたからであった。³⁸ 貧しく暮らす多くのユダヤ人にとってはさらに悲惨であった。彼らは他の仕事の分野にほとんど就けず、行商の禁止令が出され、これは 1800 年から 1808 年まで全部で 8 回も繰り返されてますます厳しくなった。レーゲン地方の委員の言葉を借りれば、「国内のユダヤ人の大部分は栄養失調状態になった」。³⁹ 政府はこの措置をその地でユダヤ人の競争相手である「キリスト教徒の商人」には異なって適用したが、このような報告によって、ユダヤ人を根絶やしにする、あるいは出て行くように強制する意志、このいずれも温和な国王の意に反するものであったが、がないのであれば、もちろんユダヤ人にながしか生計を立てられるようにしなければならないということ認識していた。このような背景があつて初めて 1813 年にこれに対して布告されたユダヤ人勅令を完全に理解できる。ようやくユダヤ人に土地および耕地の下位所有権あるいは完全な所有権を取得すること並びに（いくらかの制限付きで）手工業および商工業に従事すること、さらにはギルド職人組合で働くことも許可した。⁴⁰ ユダヤ人政策に突然の根本的な変化が起こったのだろうか？ 立法者の意図から見れば、それはごく部分的なものであった。つまり勅令草稿作成の出発点は、ユダヤ民族は国家にとって有害な病気である - 「ペスト」と枢密院のある委員は言った -、またしたがって「この病気が、つまり現在のユダヤ人の数を絶対に増やさず、出来るだけ減らす」と確認することであった。⁴¹ これに従ってユダヤ人名簿によって分かる国内のユダヤ人の総数は上限値をはっきりと決めなければならない、そのためにはユダヤ人の結婚許可の発行をそれに応じて制限しなければならない、と考えた。つまり国家官僚の許可なしにユダヤ人は結婚してはならない、また国家官僚（のちに自治体）は、個々の地におけるユダヤ人家族の数 - つまり総数についてだけでなく - 結婚または移住によって増えないように注視しなければならない - いずれにせよ普通ではあり得ないことである。勅令は、製造業を持ち込むことによってバイエルンの経済に貢献することが分かっている裕福なユダヤ人には例外を認めた。⁴² アーロン・エリアス・ゼーリヒマンのような、宮廷銀行家として外国と手広く仕事の繋がりを持ち、バイエルンを完全な破産から何度も救ったような人物はもちろん厚遇され、男爵の称号を得て、またのちにカトリックに改宗した。⁴³ しかし全体として見れば、政府はユダヤ人を - 少なくとも彼らの大部分が貧乏である限り - 総数を減らし、まったく一般的に出来るだけ大幅に同化させるように努めた。つまり自治体内での彼らの異教信仰の特別な立場を解体しようとした。いまやユダヤ人が固有の共同体を作ることが明確に否定され、また政府がこの線に沿ってユダヤ人の子供はキリスト教徒の子供と一緒に公立および私立学校で少なくとも一般的な授業計画に従って授業を受けなければならないと決めたが、このことはいわゆる「ユダヤ人の市民的改善」の目的に適っていた。こういうことでたとえばラビの判決を停止したことによりユダヤ人の共同体生活の重要な一部分が壊滅された一方で、バイエルン政府はバイエルンのユダヤ人の住民に新しい生計および教育の可能性を提供した。バイエルンのユダヤ民族に対するこの機会はもちろん感謝をもって受け取られ、ユダヤ人勅令においては否定された信仰の自由の公的保証も同様であった。これは宗教的寛容の線に沿った大きな進歩であった。これは啓蒙主義者が長い間要求しており、19 世紀始めの広範囲に亘った「ドイツの改革時代」に今や法的な分野で実現したものであった。従ってこの布告はある意味で実際に「バイエルンにおけるユダヤ人解放闘争における最初の成果」であり、⁴⁴ 対応する保護状を提示することによっていわゆる市民権を獲得すれば、10 年以上に亘って少なくともユダヤ人がキリスト教徒を同等の地位にあることを保証し、彼らを市民の一部とし、特定の市民権を持つ同郷人として取り扱った。

そういうことでユダヤ人勅令はユダヤ人が完全に組み込まれた統一的国家市民社会を作ろうと意図したものであると言うことができよう。一般に該当者からは喝采を持って迎えられ、ただし常にというわけではなくまた事情によって（名簿に関する項参照）異なっていたが、またユダヤ人の法的平等のいくつかの点でまだ要望が残っていたので、それ故に政府はユダヤ人をまだ十分に成熟していないと見なし、おそらくまた改宗へのある程度の奨励を - つまりまた宗教的同化 - を排除しようとしなかった。⁴⁵ たとえ組み込み努力の過程の機会について様々な意見があったし、枢密院委員のアダム・フォン・アレティンが「ユダヤ人を改善しようというのは実行不可能なように思われる。ユダヤ人はいかなる関係のもとでもユダヤ人であり、常にユダヤ人で有り続ける」⁴⁶ と言ったような声があったとしても、ユダヤ人立法の最終目標はいずれにせよあらゆる点で同等に取り扱うことであった。

これに対して 1813 年のバイエルンのマックス・ヨーゼフ治世の素晴らしい成果と言える刑法の場合はこれとはいくらか違っていた。刑法の草稿を作成したフォイエルバッハには新しい立法の出発点を特定の市民階層を優遇することなくすべての人に対して平等に取り扱うという思想があった - もっともこの原理は審議の過程でより悪くという意味ではないにしても薄められた。つまりフォイエルバッハの意図に反して刑法に城塞禁固という新しい処罰が導入された。⁴⁷ この自由拘束の方法によって、被拘留者に対してよりよい監視場所の選択により、通常は同じ期間であるが、投獄による面目喪失を避けることができた。この変更の原因は、バイエルン最高裁判官で上級控訴審裁判所長官の枢機卿カール・フォン・アルコ男爵の、「教養のある臣民に対しては粗野な人々に対するのと異なる処罰の方法を導入すべきではないか」という疑問であった。フォイエルバッハは「いかなる種類の「処罰特権」も不公正であり、憲法の平等原則に反する、と自分の見解を弁護した。「犯行に及んだ者はまさに泥棒、人殺しなどの犯行者であり、その行為に該当する以外の他の身分に該当するものではない」。しかし審議委員会の多数はこれに反対の意見であり、刑法の新しい処罰方法が採択された。こうして政府はこれを公式の同じ 1813 年の刑法により、上流で教養有る階級の犯人は - もともとの審議委員会の提案によるものではないが - 裁判官に希望を申し立てることが必要ではあるにせよ、下層の人とは異なる扱いをすることを間接的に承認した。国の指導者層、つまり貴族と教養ある市民、が有利に取り扱われる、あるいはその関心を強く考慮されることを望むある種の傾向はその年の立法においていろいろな箇所で見ることができる。それはたとえば 1814/15 年の憲法審議の際に、ツェントナーの提案を満場一致で承認した案件にも見られる。その提案は、アルコ男爵が提案したような、貴族の若者が（既に事実上存在したが再び）幼年学校の生徒として、つまり将校候補生として軍隊に入ることが許される特権だけでなく、それを上流の市民の息子にも拡張しようというものであった。⁴⁸ 印鑑使用権制度の廃止の回避あるいは高位の官僚、貴族、世襲裁判権所有者には尊称 "Herr" を付加する規則⁴⁹ はこの社会政治的立場にその根がある。

それにも関わらずモンジュラの時代に一般的にまた 1813 年の刑法で特にもたらされた権利の平等に関する強烈な進歩は見逃すことができない。刑事訴訟権においてたとえば将来キリスト教徒に対する訴訟においてユダヤ人あるいは「軽蔑すべき職業」の人、たとえば「死刑執行人、浮浪者、乞食、曲芸師、Seil= 踊り手」なども、もう旧刑法におけるような「能力がなく、Exceptions = 大したことがないもの」ではなく、要件を満たした証人と見なされることになった。⁵⁰ また犯人である場合にはもう一般に考慮は為されなくなり、少なくとも刑期に関してはそうであった。これは 1794 年のプロイセンのラント法とは異なっている。それによればたとえば家の使用人が主人の貴族の娘を誘惑したときには 1 年から 3 年の刑務所行きであるが、貴族が同様に「肉体的犯行」に及んだ時は半年から 1 年の自由刑が言い渡された。⁵¹ バイエルンにおける法の実務においてすぐに示さなければならない詳細が欠けている際には、そこで基本になる平等の考え方、城塞禁固の場合にのみ詳細な動機の解析の際にその原則的な合法性がいくらか問題となるが、はその他の法治国家的 - 自由主義的の原則と結びついて、1813 年のバイエルン刑法の名声を確認たるものにした。「Nulla poena sine lege 罪刑法定主義」- 「法無くして刑罰なし」- フォイエルバッハが彼の 1800 年の画期的な教科書で初めて明確に定義したこの考え方は 1813 年のバイエルン刑法に導入された⁵² - 今日この分は刑法の §1 のタイトルを形成しており、また基本法 (Art. 103) の冒頭にもある。この刑法の基本原則の

意味はおそらくそれは第3帝国でこの原則が廃止されたという事実が明らかにする。この原則は、犯行が行われる前に、犯罪の構成要件を正確に記述しまた処罰されることを知らせる文書化した法が有効でなければならず、これによってこれを根拠にして犯人を罰することができるということに他ならないからである。それにもかかわらず法的に把握できない、しかし18世紀に入るまで罰せられた「Stellionatus」＝「恥知らずな行為」は、第3帝国では「健全な国民感覚に反する」行為と呼ばれたが、刑法にはもう存在しなかった。さらにフォイエルバッハは裁判官の裁量の余地 - それも非常に厳しく - 制限することによって刑事裁判官の恣意性を減らした。

法改革におけるこの強烈な進歩を可能にするには二つの前提が必要であった。一つは本質的にさらに発展した上位概念とより正確な犯罪構成要件の定義を用いて、既に述べた1794年の「プロイセン国のための一般ラント法」で特に目立った決疑論ができないようにする新しい立法の方法を見つけることであった。「身体への傷害」の項にはたとえば次のような項§727b)がある。ベッドの羽毛の重量を鉛白によって増やした者は§723=725に規定された罰（1年から3年の刑務所または城塞禁固入り）の処罰を受ける。§728 何人も錫めつきをしていない銅製の容器で食事を作ってはならない」。これに対してフォイエルバッハはあらゆる教訓や警告を避け、個別の場合に埋もれることなく、その代わりに身体への傷害の犯罪構成要件を包括的に定義したが、その前に彼はそれを（傷害の程度に応じて）4段階に分けた。「殺害の意図はないが、違法な故意により他人に暴力を振るい、その身体を虐待し、あるいは負傷、傷害あるいはそのたなんらかの遣り方によってその健康を損ねた者は、以下の場合に身体へ障害を犯した者と見なされる」。⁵³ この新しい法的技法は基本的に刑法を短くした - フォイエルバッハの刑法はパラグラフの数がプロイセンのラント法のほぼ1/3しかない - だけでなく、また短いけれども包括的であった。二つ目の決定的な革新は法と道徳とを厳格に分離したことであった。この考えはすでにトマジウスが述べ、カントが最終的に決定的にしたものである。これと関連して啓蒙主義的な理性からすれば馬鹿げており、また迷信の範疇から発していると思われる犯罪構成要件は排除された。クライトマイヤーの刑法はまだその当時の考えに則しており⁵⁴、たとえば「公にあるいは秘密裡に悪魔と同盟、肉体的に混合、あるいは崇拜した者は火あぶりの刑、他の形の魔術、魔法あるいは異端または神への冒瀆はさまざまな肉体的刑罰または死刑を定められた」。⁵⁵ ここでとりわけ神に対する罪として罰せられることは法的に関係ないことであり、神への冒瀆も同様である - フォイエルバッハはもちろん神が侮辱されたと感ずることができることは排除した - たかだか道徳的に非難できても犯罪法制要件として刑法には取り上げられなかった。これに対して宗教団体の礼拝式が妨げられることは保護された。⁵⁶

刑法が徹底的に人道化され、自由刑が刑罰制度の中心に置かれたのも同様に啓蒙主義の考え方に対応していた。刑法の人道化は既に1806年に拷問具が法によって廃止されたことによって大きく進歩したが、プロイセンは既に1740年（最終的には1754年）に、またオーストリアが1776年にこの処置を決定していた。一方たとえばハノーファーでは1822年により早く実施された。⁵⁷ クライトマイヤーの刑法では拷問の適用がまだ立証方法の中心的な役割を果たしていたことは間違いなく、18世紀のうちにバイエルンでもその範囲と強さが減少し、多くの場所で1806年以前に完全に使われなくなっていたが、それでもフォイエルバッハが指摘したようにすべてのところでそうだということではなかった。⁵⁸ つまり法的な廃止は単なる形式ではなかったのである。

既に述べたように拷問具は刑罰ではなく、過程における立証の手段、つまり自白を強要するのに使われ、1813年により早く次のような項が廃止された。「現在考えられている大きな刑罰はまたしばしば追加でさらに厳しくされ、哀れな罪人は次のような場所でしごかれる。ペンチで引き裂かれ、男根を軀から切り離され、手首を切り落とされ、舌を引き抜かれ、死体は車にのせて焼かれ、四つ割きにされ、公道に並べられる。しかし最後の方法は不必要な費用を避けるため止めるべきである」。⁵⁹ これは追加の刑罰であって、重罪人への本来の刑罰ではない、と考える人がいるかもしれない。生身に対する車刑のような特別の死刑および19世紀に変わるころまで一般に使われていたあらゆる身体刑は、比較的稀に適用されていた杖刑を除いて一挙に廃止された。⁶⁰ 死刑は僅かな数の犯罪構成要件に限定してなおも維持され

ていたが、刀によってのみ実施された。また軍事刑法の分野においてその間に近代化された形での1532年 [I] のカール V 世の苦痛を与える執行方法が廃止され、射殺だけがスパイに対する「不名誉な」処刑として行われた。⁶¹

1813年のバイエルンの刑法を最初の近代化された刑法と呼ぶのは正しい。⁶² 数多くのドイツ諸国の立法 - またそれによって1851年のプロイセンの刑法を迂回して今日なお広く有効である1871年の帝国刑法 - の基本に対して間接的にお手本となっただけでなく、多くのスイスの県、1834年の国王オットーと次男のルートヴィヒ I 世のもとで作られ、1950年まで有効だったギリシャの刑法、1886年のアルゼンチンの刑法の模範となった。もっとも発祥の地バイエルンでは1861年に新しい、もちろん同じ基本思想で作成された刑法に置き換えられていた。⁶³ 余所の刑法のお手本としての機能は別として、フォイエルバッハの教科書と並んでその刑法が何十年にも亘ってほぼヨーロッパ全域で、特にスカンディナヴィア諸国において、刑法論議に大きな影響を与えた。⁶⁴

ところで19世紀始めにバイエルンは既に近代的な法治国家であったのか？ 疑いもなくその方向に向かっており、その憲法、刑法および同様に自由な出版物検閲を見れば、まだ多くの削減しなければならない部分があるにせよ、おそらく最も進歩し、最も自由なドイツ国家と見なすことが出来よう。たとえばすでに述べた刑事訴訟法の分野における貴族や市民の上層部に有利なように権利の平等が制約されたことと並んで、司法の公開制および口頭弁論が欠如しており、これに対してフォイエルバッハはある種の提案を提示したが、1813年に法務大臣ライガースベルクの反対で実施することが出来なかった。⁶⁵ 1816年以降バイエルンのラインプファルツでは（ナポレオンの民法典を含む）フランスの法律が有効のままであったので、例外であった。しかしその他のバイエルンでは秘密裡の手続きに基づく尋問プロセスが、拷問具はないにせよ、残っていた。しかし文書化された憲法、司法独立の保証、多数の権利の不平等の永続的な廃止、および刑法の遡及禁止による国家権力の自制など、多くの点で前進の道を決定的に歩んだ。いろいろな観点からこの時期における立法を振り返ると、マックス・ヨーゼフの治世を近代バイエルンの始まりと見なすことは不当ではない。

参考文献

- 1 Zitiert nach S.Gagnér, Studien zur Ideengeschichte der Gesetzgebung, Stockholm-Uppsala u.a. 1960, 17.
- 2 Näheres: E. Weiss, Montgelas' innenpolitisches Reformprogramm. Das Ansbacher Mémoire für den Herzog vom 30.9.1796 (ZBLG 33) 1970, 218-256.
- 3 Zu Montgelas' Persönlichkeit im allgemeinen und zu seiner Frühzeit im besonderen: E. Weiss, Montgelas 1759-1799, Zwischen Revolution und Reform, München 1971, hier zitiert 464.
- 4 Churfürstliches Postulats-Reskript an die landschaftliche Verordnung in Baiern d. d. 11. Hornung 1800 (C. F. Häberlin Hg.), Staats-Archiv VI, Helmstedt, Leipzig 1801, 10-38, hier 15 u. 19). I. Mackenthun, Joseph v. Utzschneider, sein Leben, sein Wirken, seine Zeit (Neue Schriftenreihe des Stadtarchivs München 11) München 1958, 61, betrachtet das Reskript als Privatarbeit Utzschneiders. Da dieser Montgelas' geheimer Referendär in Landschaftsangelegenheiten war, wäre das Reskript auch in diesem Falle signifikant für die Einstellung der Regierung. Meiner Ansicht nach deutet jedoch alles darauf hin, daß das Reskript auch tatsächlich als offizielle Stellungnahme der Regierung erlassen wurde - wobei Utzschneiders Federführung allerdings anzunehmen ist.
- 5 Vgl. W. Quint, Souveränitätsbegriff und Souveränitätspolitik in Bayern. Von der Mitte des 17. bis zur ersten Hälfte des 19. Jhs., Berlin 1971, 144ff.
- 6 Eine Abgrenzung zwischen Gesetzesrecht und Verfassungsrecht - letzteres wird vor allem auch in dem Beitrag von E. Weiss in diesem Band mitbehandelt - ist jedenfalls bis 1818 um so problematischer, als einerseits die Organischen Edikte wie auch die Verfassungsbeilagen einen integralen Bestandteil der jeweiligen Verfassungen bildeten, andererseits eine Trennung im Sinne eines Primats des Verfassungsrechts innerhalb der staatlichen Normenhierarchie damals noch keineswegs allgemein dogmatisch anerkannt wurde. Vgl. F. Fremuth, Der Vorbehalt des Gesetzes in der Bayerischen Verfassungsurkunde vom

- 26.5.1818 und seine Auswirkungen auf die Rechtsentwicklung im bayerischen Frühkonstitutionalismus, Diss. jur. Marburg 1970, 91f.
- 7 Dazu neuerdings B. Wunder, Privilegierung und Disziplinierung. Die Entstehung des Berufsbeamten­tums in Bayern und Württemberg (1780-1825), München-Wien 1978, zu Bayern 119-233.
- 8 Näheres dazu neben Wunder (wie Anm. 7) bes. 172f., in der 1981 erscheinenden Dissertation des Autors, derzeit mit dem Arbeitstitel "Staatsabsolutismus und postfeudale Gesellschaft. Zur staats- und gesellschaftspolitischen Motivation der Reformen im vorkonstitutionellen Königreich Bayern 1806/08 - 1817".
- 9 Codex Maximilianeus Bavaricus Civilis oder Neu Verbessert- und Erganzt Chur- Bayerisches Landrecht, Munchen 1756, Vorwort.
- 10 Einleitungsvortrag zum Zivilgesetzentwurf von 1811, 17f., BayHStA Staatsrat 8228. Der Gesetzentwurf wird in absehbarer Zeit von W. Schubert, Kiel, und dem Autor herausgegeben werden.
- 11 N. T. Gonner, Revisionsentwurf zum Codex Maximilianeus Bavaricus Judiciarii, 1812, Motifs zum ersten Buch, 2f., BayHStA Staatsrat 8244.
- 12 Verordnung vom 4.10.1810: Koniglich- Baierisches Regierungsblatt (kunftig abgekurzt Rgbl.) Munchen 1810, 873f.
- 13 Montgelas in der Geheimratssitzung vom 17.1.1811, BayHStA Staatsrat 207.
- 14 Votum Graf Torrings, Dez. 1809, BayHStA Nachlaß Montgelas 150.
- 15 Vgl. dazu die Schilderung der Einleitung zu den Motifs zum Zivilgesetzentwurf von 1811, 3f., BayHStA Staatsrat 8228, sowie P. Roth Bayerisches Civilrecht I, Tubingen 1871, bes. 4f.
- 16 E. Fehrenbach, Traditionale Gesellschaft und revolutionares Recht. Die Einfuhrung des Code Napoleon in den Rheinbundstaaten, Gottingen 1974, bes. 133-145; W. Schubert, Franzosisches Recht in Deutschland zu Beginn 19 Jhs., Koln-Wien 1977, 162-192.
- 17 M. Doeberl, Rheinbundverfassung und bayerische Konstitution (Sitzungsberichte Munchen 5. Abh.) 1924, bes. 24ff.
- 18 Geheimratssitzung vom 29.1.1818, BayHStA Staatsrat 423.
- 19 P. J. A. Feuerbach, Dank und Belohnung, welche ich fur meine legislativen Arbeiten erhalten habe (Anselm Ritter von Feuerbach's Biographischer Nachlaß, hg. v. L. Feuerbach, 2 Bde.) Leipzig 1853² Neudruck Aalen 1973) I, hier 258.
- 20 Als "Grundideen" des Code Bezeichnete Feuerbach: 1, die Freiheit der Person, 2. Die Gleichheit vor dem Gesetz, 3. die Freiheit des Gewissens und die Trennung von Kirche und Staat, 4. die Freiheit des Eigentums, 5. freien Guterverkehr, 6. die Forderung der Guterverteilung. Vgl. Fehrenbach (wie Anm. 16) 140.
- 21 Votum Torrings (wie Anm. 14).
- 22 "Nachtrage" zu Feuerbachs Einleitungsvortrag, 14. 12. 1809; BayHStA Staatsrat 191. Abgedruckt in: Anselm Ritter von Feuerbach's Biographischer Nachlaß 1853² (wie Anm. 19) 167ff., hier 172. Im Jahre 1808 scheint wahrend der Entwurfsarbeiten sogar der Einbau des Rechtsinstituts "Emphytheuse" - in stark reformierter Form - in das neue Zivilgesetzbuch vorgesehen gewesen zu sein, jedenfalls findet sich im Akt BayHStA MF 602 der Entwurf eines entsprechenden Abschnitts. Offenbar nahm man in der weiteren Folge der Beratungen von derartigen Planen jedoch wieder Abstand, sonst hatte Graf Torring nicht Ende 1809 das vollige Fehlen der Lehre von der Emphytheuse im Gesetzentwurf kritisieren konnen.
- 23 Edikt uber die Aufhebung der Siegelmaßigkeit betreffend, 20.4.1808, Rgbl. 1809, 115-118. Naheres Wunder (wie Anm. 7) 163-172.
- 24 Edict uber die Siegelmaßigkeit (8. Beilage zur Verfassung von 1818, Gesetzblatt fur das Konigreich Baiern) Munchen 1818, 325-348.
- 25 L. Doeberl, Maximilian von Montgelas und das Prinzip der Staatssouveranitat, Munchen 1925, bes. 30.
- 26 Vortrag Zentners, Beilage I zum Geheimratsprotokoll vom 22.5.1811; BayHStA Staatsrat 1939.
- 27 Geheimratssitzung vom 6.9.1810; BayHStA Staatsrat 191.
- 28 Edikt uber die bisherigen adeligen Fidei-Kommisse und kunftigen Majorate im Konigreiche betreffend, 22.12.1811, Rgbl. 1812, 5-54, hier 6.
- 29 Geheimratssitzung vom 7.4.1811, BayHStA Staatsrat 1939.

- 30 So N. T. v. Gönner, Motive zu dem Entwurfe der allgemeinen Hypotheken-Ordnung für das Königreich Bayern auf allerhöchsten Befehl Seiner Majestät des Königs der Stände-Versammlung vorgelegt, München 1819, 28.
- 31 Edict über die Familien-Fideikommiss (7. Beilage zur Verfassung von 1818 [wie Anm. 24]) 277-324; zum Gesamtkomplex: M. Stolleis, Die bayerische Gesetzgebung zur Herstellung eines frei verfügbaren Grundeigentums (Wirtschaft und Kodifikation des Privatrechts im 19. Jh. III hg. v. H. Coing - W. Wilhelm) Frankfurt a. M. 1976, 44-117, hier 72-74, 81-93.
- 32 Näheres: M. Stolleis, Das bayerische Hypothekengesetz von 1822 (wie Anm. 31) 240-272.
- 33 O. v. Völderndorff, Harmlose Plaudereien eines Alten Münchners I, München 1892, 37.
- 34 Zur kreditwirtschaftlichen Funktion der nunmehr aufgehobenen Klöster; D. Stutzer, Die Säkularisation 1803, o. O. (地名なし) 1978, 309f. u. passim (諸所に).
- 35 Zur gesamten Problematik: F. Hausmann, Die Agrarpolitik der Regierung Montgelas, Bern-frankfurt a. M. 1975, bes. 211ff.
- 36 Verordnung das allgemeine Steuer-Provisorium für die Provinz Baiern betreffend, 13.5.1808, Rgbl. 1808, 1089-1110. Dieses Steuer Provisorium wurde sukzessive auch in den meisten anderen rechtsrheinischen Landesteilen eingeführt. Es sollte jedoch bald durch ein Steuerdefinitivum abgelöst werden, was allerdings fast nur in den Steuerbezirken des Isarkreises (d. h. in etwa des heutigen Oberbayern) geschah. Erst 1828 erfolgte eine neue durchgreifende Steuerreform. W. Steitz, Feudalwesen und Staatssteuersystem I : Die Realbesteuerung der Landwirtschaft in den süddeutschen Staaten im 19. Jh., Göttingen 1976, 9.
- 37 BayHStA MF 19712. H. Klotz, Der bayerische Staatshaushalt von 1799-1818, Diss. oec. publ. Masch. München 1952, hier bes. 158ff. und 177f. Die in der Zusammenstellung vom 8.6.1812 genannten Bruttoeinnahmen von 17,6 Mio. fl. dürften ohne die Zuweisungen von Einkünften an die 1811 eingerichtete Staatsschuldentilgungskasse zu verstehen sein. Aber auch zuvor betrug selbst das Soll sämtlicher Bruttoeinnahmen - etwa im Finanzjahr 1809/10 - nur 26,2 Mio. fl.
- 38 Verordnung, den Güterverkauf der Juden betreffend, vom 4.8.1807, mit der höchstlandesherrlichen Verordnung der kurfürstlich- oberpfälzischen Landesdirektion vom 10.6.1799, Rgbl. 1807, 1329-1331; Verordnung vom 9.10.1807, Rgbl. 1807, 1652.
- 39 Vgl. (auch zum folgenden) Vortrag Carl Graf v. Arcos, Beilage zum Geheimratsprotokoll vom 6.2.1812, BayHStA Staatsrat 258.
- 40 Edikt über die Verhältnisse der jüdischen Glaubensgenossen im Königreiche Baiern, 10.6.1813, Rgbl. 1813, 921-932. Ausführlich zum Edikt: S. Schwarz, Die Juden in Bayern im Wandel der Zeiten, München-Wien 1963, bes. 127ff., 181ff.
- 41 So Graf Welsberg in der Geheimratssitzung v. 6.5.1813, BayHStA Staatsrat 315.
- 42 Judenedikt 1813 (wie Anm. 40) §§12, 13.
- 43 H. Schnee, Die Familie Seligmann-Eichthal als Hoffinanziers an süddeutschen Fürstenhöfen (ZBLG 25) 1962, 163-201, hier bes. 178f.
- 44 Schwarz 1963 (wie Anm. 40) 13.
- 45 Aus diesem Grund wollte Carl Graf Arco sogar das zivilrechtliche Heiratsverbot zwischen Christen und Juden aufheben, ohne mit dieser Forderung durchzudringen. Sitzung der vereinigten Geheimratssektionen des Innern und der Justiz vom 17.4.1814; BayHStA Staatsrat 2847.
- 46 Geheimratssitzung vom 6.5.1813, BayHStA Staatsrat 315.
- 47 Zum folgenden: Sitzungen der Geheimratssektionen des Innern und der Justiz vom 10./12.9.1810, BayHStA Staatsrat 2359. Dazu Wunder 1978 (wie Anm. 7) 174ff.
- 48 E. Weiss, Zur Entstehungsgeschichte der bayerischen Verfassung von 1818. Die Debatten in der Verfassungskommission von 1814/15 (ZBLG 39) 1976, 413-444, hier 422f.
- 49 Verordnung vom 19.10.1812, Rgbl. 1812, 1833-1835.
- 50 Vgl. Codex Juris Bavarici Criminalis, o. O., 1751, 2V §9; Strafgesetzbuch für das Königreich Baiern, München 1813, Teil II, Art. 278, 280.
- 51 Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten, Berlin 1796³ (1794¹), 2 XX §§ 1028, 1029.
- 52 H. L. Schreiber, Gesetz und Richter. Zur geschichtlichen Entwicklung des Satzes nullum crimen, nulla poena sine lege, Frankfurt a. M. 1976, bes. 102-112, 118f.

- 53 Preußisches Landrecht 1796³ (wie Anm. 51), 2 XX §§ 727b, 728. Strafgesetzbuch 1813 (wie Anm. 509 Teil I, Art. 178.
- 54 W. Peitzsch, Kriminalpolitik in Bayern unter der Geltung des Codex Juris Criminalis Bavarici von 1751, München 1968, 7ff., der sich aus diesem Grund gegen eine ungerechtfertigte Verurteilung Kreittmayrs wendet.
- 55 Codex Juris Bavarici Criminalis 1751 (wie Anm. 50), 1 VII zit. §7.
- 56 Strafgesetzbuch 1813 (wie Anm. 50) Teil I, Art. 424.
- 57 E. Schmidt, Einführung in die Geschichte der deutschen Strafrechtspflege, Göttingen 1965³, 269f., 277ff.
- 58 P. J. A. Feuerbach, Ueber die bevorstehende Reform der bayerischen Criminalgesetzgebung (wie Anm. 19) I, 129-138, hier 136; H. Pültz, Die Tortur im bayerischen Strafprozess von Kreittmayrs bis Feuerbach, Jur. Diss. Masch. Erlangen 19946, bes. 53-61.
- 59 Codex Juris Bavarici Criminalis 1751 (wie Anm. 50) 1 I §6.
- 60 Pültz (wie Anm. 58) 60, berichtet von einem Prozeß in Landau a. d. Isar gegen eine große Räuberbande in den Jahren 1789/93, bei dem - selbstverständlich nach Anweisung der Folter - unter den zahlreichen Todesstrafen sogar die Strafe des lebendigen Räderns noch mehrfach verhängt wurde. Zu den Reformbestrebungen bis 1806: I. Striedinger, Des Kriminalisten Feuerbach Verhältniß zu Bayern, insbesondere sein Anteil in der Aufhebung der Folter (ZBLG 8) 1935, 222-237, sowie die grundlegende Biographie Feuerbachs: G. Radbruch, Paul Johann Anselm Feuerbach. Ein Juristenleben, Göttingen 1957² (hg. v. E. Wolf) 74f.
- 61 Verordnung vom 19.8.1813 und Armeebefehl vom 16.8.1813, Rgbl. 1813, 1049ff. Die Außerkraftsetzung der Geltung der Peinlichen Gerichtsordnung erfolge übrigens gegen den Einspruch des Grafen Törring; Geheimratssitzung vom 18.2.1813, BayHStA Staatsrat 308.
- 62 Schmidt (wie Anm. 57) 263.
- 63 E. Kipper, Johann Paul Anselm Feuerbach - sein Leben als Denker, Gesetzgeber und Richter, Köln-Berlin u. a. 1969, 69; H. Blohm, Feuerbach und das Reichsstargesetzbuch von 1871, Breslau-Neukirch 1935; G. Mangakis, Das Unrechtsbewußtsein in der strafrechtlichen Schuldlehre nach deutschem und griechischem Recht, Bonn 1954, 16.
- 64 Für diesen Hinweis, besonders in bezug auf die skandinavische Strafrechtsdiskussion, danke ich ganz besonders herzlich Herrn Prof. Dr. S. Gagnér, München, dem dieser Beitrag gewidmet ist.
- 65 R. Thierfelder, Anselm von Feuerbach und die bayerische Strafprozeßgebung von 1813 (Zschr. f. d. ges. Strafrechtswiss. 53) 1934, 403- 442, bes. 428-433.